

令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務

## 特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

(適用範囲)

### 第1-1条

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

### 第1-2条

本業務は、岩木川左岸地区廻堰大溜池の漏水対策後の試験湛水期間の計測データの整理・分析・評価等を行うものである。

(場所)

### 第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は、青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰地内で、別添 位置図に示すとおりである。

(業務概要)

### 第1-4条

本業務の概要は下記のとおりである。

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価       | 1式 |
| (2) 完了地区技術課題検討委員会資料の作成(漏水対策後の試験湛水結果) | 1式 |

(土地への立入り等)

### 第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

### 第1-6条

- (1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- (2) 第三者照査の企業に要求される資格
  - 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
  - 2) 東北農政局において、令和5・6年度(測量・建設コンサルタント等契約)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
  - 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
  - 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。

5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下のものであること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有するもの

○照査技術者と同等の技術者資格を有するもの

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と合わせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

(一般事項)

第1-7条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条

(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博 士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

#### 第1－9条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価（3ヶ月分程度）作成時
- 3) 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価（6ヶ月分程度）作成時
- 4) 完了地区技術課題検討委員会資料作成時
- 5) 成果品取りまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

#### 第1－10条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

#### 第1－11条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様

とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

#### 第1-12条

受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

#### 第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成31年3月
2	土地改良事業設計指針「ため池整備」	農林水産省農村振興局	平成27年5月

(作業条件)

#### 第2-2条

本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

#### 第2-3条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

廻堰大溜池諸元等

満水面積 2.8km<sup>2</sup>      流域面積 14.6km<sup>2</sup>

堤頂長 4.2km

堤高 約7.7m    堤頂幅 4.5m

有効貯水量 11,000千m<sup>3</sup>

水深 5.8m

取水塔 3基

受益面積 8,680ha (令和4年3月時点)

(参考図書)

#### 第2-4条

本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月
1	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル (ダム編)	(一社) 農業土木 機械化協会	平成7年1月

(貸与資料等)

第2-5条

貸与資料は、次のとおりである。

1. 業務報告書関係	
令和元年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能照査検討その他業務
令和2年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震性能その他調査業務
令和3年度	国営施設応急対策事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和4年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池地質総合解析その他業務
令和5年度	広域農業基盤整備管理調査 岩木川左岸地区廻堰大溜池耐震対策工検討その他業務
令和5年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 岩木川左岸地区廻堰大溜池漏水対策モニタリング調査業務
2. 事業誌	
昭和56年	国営西津軽農業水利事業 事業誌
平成26年	国営岩木川左岸農業水利事業 事業誌
3. 図面	
	廻堰大溜池施設管理図 (図面目録含む)
4. その他	
	第1回～第5回 完了地区技術課題検討委員会 (廻堰大溜池) 議事概要

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-6条

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、検討作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-7条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名（予定）	業務実施（予定）期間
令和7年度 地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域廻堰大溜池施設整備計画検討その他業務	令和7年4月～令和8年3月
令和7年度 地域整備方向検討調査 岩木川左岸二期地域営農計画概定その他業務	令和7年5月～令和8年3月

### 第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

#### 第3-1条

本業務における作業位置は、別添 位置図に示すとおりである。また、作業項目及び数量は、次のとおりである。なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| （1）準備作業                             | 1式 |
| （2）漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価       | 1式 |
| （3）完了地区技術課題検討委員会資料の作成（漏水対策後の試験湛水結果） | 1式 |
| （4）点検取りまとめ                          | 1式 |
| （5）照査                               | 1式 |

（作業の留意点）

#### 第3-2条

業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （2）第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （3）漏水対策後の試験湛水結果の報告等を行う、学識経験者及び専門家からなる完了地区技術課題検討委員会は、令和8年2月下旬の開催（開催地：仙台市）を予定しており、委員会の約2週間前に幹事会を開催（開催地：仙台市）することとしている。委員会及び幹事会資料の作成は、監督職員と提出期限を確認のうえ実施するものとする。
- （4）完了地区技術課題検討委員会及び幹事会開催に係る費用は、発注者が負担することとしているが、受注者はこれに係る資料の作成、会議への出席をしなければならない。

### 第4章 打合せ

（打合せ）

#### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- |     |  |
|-----|--|
| 初回  | 設計作業着手の段階                                    |
| 第2回 | 中間打合せ（漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価（3ヶ月分程度）作成時） |
| 第3回 | 中間打合せ（漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価（6ヶ月分程度）作成時） |
| 第4回 | 中間打合せ（完了地区技術課題検討委員会資料作成時）                    |
| 最終回 | 報告書原稿作成段階                                    |

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

このほか、要約版 (市販のファイル綴じで可) を提出するものとする。

(成果物の提出先)

### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町 149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

(契約変更)

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) 有識者等からの助言等により変更の必要が生じた場合。
- (8) 検討委員会の開催場所、開催回数、開催費用の負担方法に変更の必要が生じた場合。
- (9) その他

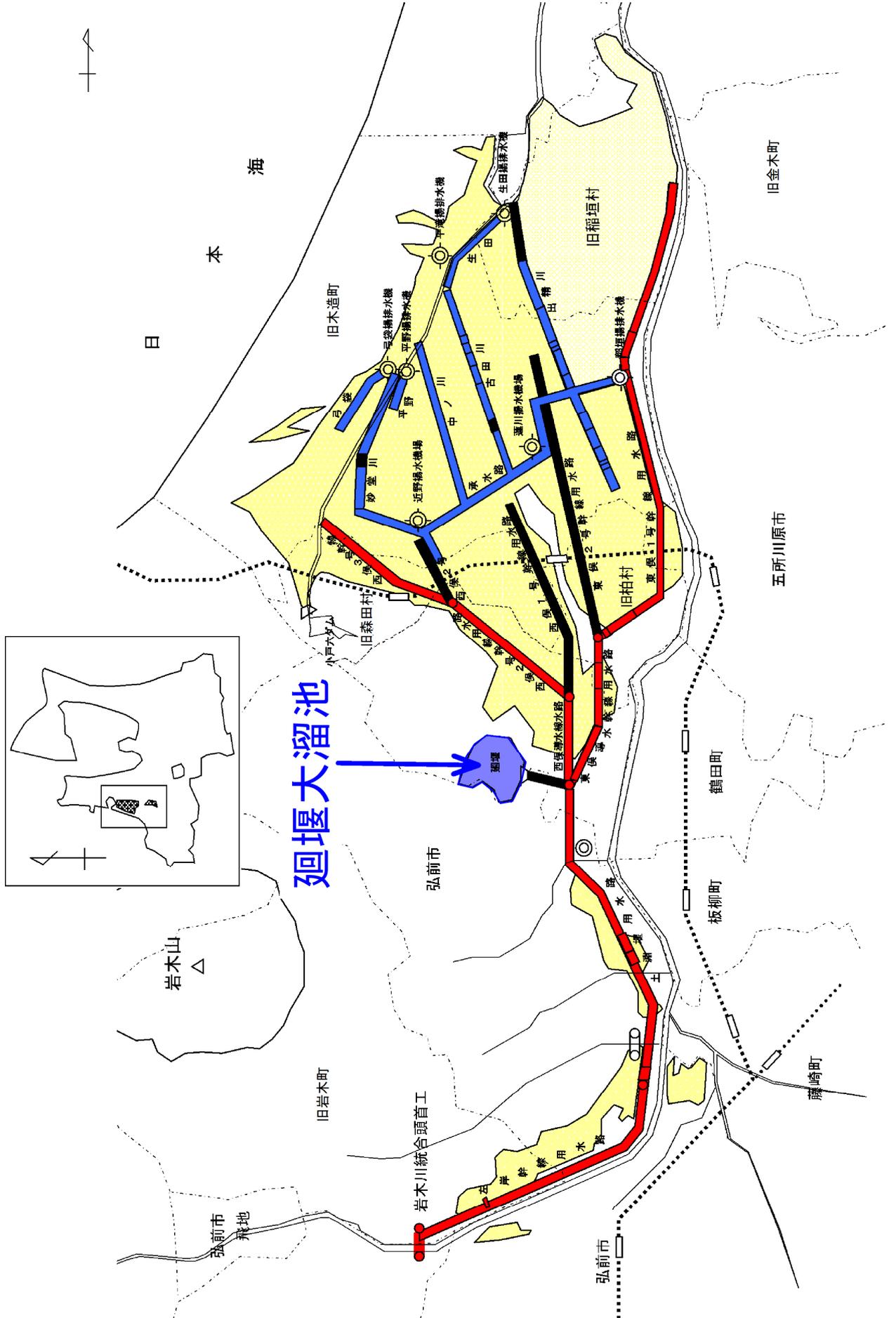
## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図



別紙－1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
I 準備作業		
1-1 計画準備・資料の検討	貸与資料について把握し、作業計画を立案する。	○
1-2 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
II 漏水対策後の試験湛水期間の計測データ整理・分析・評価		
2-1 水位計計測データ整理・分析・評価	発注者が貸与する令和7年3月下旬から令和8年3月中旬までの1時間毎の水位計測データの整理を行う（NO.4貯水位1箇所、NO.4堤体内水位計9箇所、NO.40堤体内水位計6箇所、NO.50堤体内水位計8箇所、計24箇所）。 整理した水位計計測データを雨量との関連について分析評価し、NO.4漏水対策箇所については堤体内水位とカサグランデの方法（均一型）による計算上の浸潤線との比較により漏水対策の妥当性について分析・評価を行う。また、NO.40、NO.50については、近傍の旧樋管部からの漏水の可能性について分析・評価を行う。	○
2-2 堤体傾斜計計測データ整理・分析・評価	発注者が貸与する令和7年3月下旬から令和8年3月中旬までの1時間毎の傾斜計計測データの整理を行う（NO.24、NO.30、NO.34、NO.37堤体傾斜計各1箇所、計4箇所）。 整理した傾斜計計測データについて貯水位、堤体内水位、雨量との関連等分析・評価を行う。	○
2-3 その他データ（漏水量、濁度、雨量計計測データ）整理・分析・評価	発注者が貸与する令和7年3月下旬から令和8年3月中旬までの期間の1時間毎のその他データの整理を行う（NO.4漏水量、濁度、雨量計計測データ各1箇所、計3箇所）。 整理したその他データ（漏水量、濁度、雨量計計測データ）について貯水位、堤体内水位との関連等分析・評価を行う。	○
III 完了地区技術課題検討委員会資料の作成（漏水対策後の試験湛水結果）	漏水対策後の2箇年分（令和6年度分、令和7年度分）の試験湛水結果について委員会資料の作成を行う。	○
IV 点検取りまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○
V 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○

※ 上記作業に必要な水位計、傾斜計等の計測機器は過年度に設置済みである。